

2013年12月 3 日

## 労働者の立場から

秘密保護法案の成立を許さない取組みを要請します。

大阪労働者弁護団 代表幹事 弁護士 丹羽 雅雄



日頃の取組みに敬意を表します。

「秘密保護法」案が衆議院で強行採決され、今、参議院で審議されています。

この「秘密保護法」は、戦争ができる国にするための条件整備の一環です。

今国会で国家安全保障会議設置法が成立しました。国家安全保障会議は、国家安全保障に関する外交・防衛政策を立案し提言しますが、この会議を的確に機能させるために上程されたのが「秘密保護法」案です。

国は、外交・防衛政策、特定有害活動（スパイ活動防止）、テロリズムの防止の名目で行政機関の長が一方向的に指定した「特定秘密」を秘密裏に策定し遂行しようとしているのです。

この法案が成立すれば、国が外交・防衛政策等のために秘密にしたいと思えば何でも秘密になり、秘密としたことすら永久に非公開にすることもできます。特定秘密を扱う公務員や民間企業の職員等の労働者は、秘密を漏らす恐れがないかどうかを適正に評価するとの名の下に、本人のみならず家族や知人までが調査対象とされます。

情報の漏洩のみならず、情報取得行為が厳しく罰せられて知る権利が侵害されるだけでなく、プライバシーまで侵害される監視社会がやってきます。

情報隠しが横行している今、これ以上情報が秘匿されることを許してはなりません。予定されている臨時国会の会期は12月6日までです。延長はあり得るとしても、12月中旬まで審議を引き延ばすことができれば、今国会中の成立を阻むことができます。ともに声を上げていきましょう。

以上